

■ 移住支援金受給要件チェックシート ■ R5.8.4~

- 移住支援金支給対象者は、【A 移住者に関する要件】の全てと、【B 就業等に関する要件】の1~4のいずれかの1つの要件を全て満たしている者とする。
- 世帯向けの移住支援金(最高100万円)は、【C 2人以上世帯の認定要件】の全てを満たしていることとする。
- 子育て世帯加算(18歳未満の者1人につき30万円)は、【D 子育て世帯加算の認定要件】の全てを満たしていることとする。

【A 移住者に関する要件】全てを満たすこと

移住元要件	
☑	内容
☐	<input type="checkbox"/> 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(※1)東京23区に在住していた <input type="checkbox"/> 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(※1)東京圏(下記条件不利地域を除く。)の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていた <small>【条件不利地域】(東京都)檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村(埼玉県)秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町(千葉県)館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町(神奈川県)山北町、真鶴町、清川町</small>
☐	<input type="checkbox"/> 住民票を移す直前に、連続して1年以上(※1)東京23区に在住していた <input type="checkbox"/> 住民票を移す直前に、連続して1年以上(※1)東京圏(上記条件不利地域を除く。)の地域に在住し、東京23区内へ通勤をしていた(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
移住先要件	
☐	移住支援金事業の実施市町に転入した
☐	5年以上、転入先の市町に継続して居住する意思がある
☐	【申請時期要件】転入後1年以内である
その他要件	
☐	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない
☐	<input type="checkbox"/> 日本人である <input type="checkbox"/> 外国人で、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する
☐	香川県税及び転入先市町の税の滞納がない
☐	家賃補助(香川県移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等支援事業補助金の間接的な交付決定)を受けていない

※1 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる。

【B 就業等に関する要件】1~4のいずれかの1つの要件を全て満たすこと

1 就業(一般)に関する要件	
☑	内容
☐	勤務地が東京圏(条件不利地域を除く)以外の地域である
☐	「ワクサポかがわ」に掲載している求人又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人である
☐	3親等以内の親族が代表者、取締役などを務めている法人でない
☐	【申請時期要件】週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している
☐	求人への応募は、「ワクサポかがわ」に対象求人として掲載された日以降である
☐	5年以上継続して勤務する意思がある
☐	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

2 就業（専門人材）に関する要件	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して就業した者である <input type="checkbox"/> 国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者である
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 当該就業開始日の前日時点で満30歳以上の者で、他の法人等における職務経歴に基づき専門人材として認められる者である <input type="checkbox"/> 当該就業開始日の前日時点で高度な専門資格等を有する者で、当該専門資格等に基づき専門人材として認められる者である
<input type="checkbox"/>	勤務地が東京圏(条件不利地域を除く)以外の地域である
<input type="checkbox"/>	【申請時期要件】週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している
<input type="checkbox"/>	5年以上継続して勤務する意思がある
<input type="checkbox"/>	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
<input type="checkbox"/>	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない
3 テレワークに関する要件	
<input type="checkbox"/>	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合である
<input type="checkbox"/>	移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う (週の半分を超えて東京に行く場合は、生活の本拠が移住先にあることにはならない)
<input type="checkbox"/>	勤務先部署からの通勤手当を受けていない
<input type="checkbox"/>	所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていない
4 起業に関する要件	
<input type="checkbox"/>	【申請時期要件】1年以内に起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)の交付決定を受けている

【C 2人以上世帯の認定要件】 全てを満たすこと

<input checked="" type="checkbox"/>	内容
<input type="checkbox"/>	申請者を含む世帯の2人以上が同一世帯に属している
<input type="checkbox"/>	申請者を含む世帯の2人以上が転出元で同一世帯に属していた
<input type="checkbox"/>	全ての世帯員が暴力団等の反社会的勢力や反社会的勢力と関係を有する者でない
<input type="checkbox"/>	【申請時期要件】申請者を含む世帯の2人以上が転入後1年以内である

【D 子育て世帯加算の認定要件】 全てを満たすこと ※2

<input checked="" type="checkbox"/>	内容
<input type="checkbox"/>	18歳未満の世帯員は、【C 2人以上世帯の認定要件】を満たした上で、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満である
<input type="checkbox"/>	18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でない

※2 令和4年4月1日以降で、各市町要綱の施行日以降に転入した者に適用

【参考 移住支援金の返還を要する場合】

・移住支援金の申請から5年以内に香川県から転出した場合
・移住支援金の申請から1年以内に、就業に関する要件（一般）又は就業に関する要件（専門人材）を満たす者が、職を辞した場合
・起業等スタートアップ支援補助金の交付決定を取り消された場合
・虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合